

# インターネット上の誹謗中傷における法制度の動向

## ～プロバイダ責任制限法改正、侮辱罪の厳罰化～

### Trends in the Legal System for Online Defamation - Revision of the Provider Liability Limitation Act, stricter penalties for insults. -

(神奈川県弁護士会 IT 法研究会)

飯田直久 (監修、はじめに)  
内山浩人 (第1章 第1、第2)  
佐藤隆志 (第1章 第3)  
遠藤政尚 (第2章)

#### はじめに

ネット利用人口に対する SNS の普及率が 80%を越え<sup>1</sup>、その容易性や秘匿性から安易に他人を誹謗中傷する事件が増え続けている。その態様も、多岐にかつ悪質化する傾向にあり、その被害も重大化してきている。その様な中、一昨年の5月には、民放のテレビ番組に出演していたプロレスラーの女性が SNS 上で誹謗中傷を受け、22歳の若さでみずから命を絶つという痛ましい事件が起きた。この事件がきっかけとなり、インターネット上の誹謗中傷に対する対策の強化に向けた議論が加速し、昨年4月に、手続を簡素化した新たな裁判手続を創設すると共に、開示請求の対象範囲を拡大する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)の改正法が成立した。また、侮辱罪の法定刑が「拘留または科料」と軽く(上記事件の投稿者に対しても、略式起訴により9000円の科料が科されている)、余りに実態に合わないとして、今年の7月に法定刑が引き上げられ厳罰化されることになった。

もとより、SNS も表現行為の重要なツールであり、徒に処罰の範囲を拡大し重罰化すれば、

その萎縮効果により表現の自由を阻害しかねない。したがって、改正法の適用に当たっても、そのバランスが重要になることは言うを俟たないところである。

本稿では、これら改正法のポイントを紹介すると共に、今後の適用に当たっての問題点や懸念される事項について探ることとした。

#### 第1章 プロバイダ責任制限法の改正

##### 第1 はじめに

###### 1 今回の改正

プロバイダ責任制限法が施行されたのは2002年である。

その後、インターネットの急速な普及にともない、インターネット上における違法・有害な情報の流通の問題も拡大を続けてきた。

この間、プロバイダ責任制限法も、検証と改正を繰り返してきたが、制定から20年が経過し、インターネット上の権利侵害が増大する中で、発信者情報の特定に多くの時間やコストがかかり、これが被害者にとって大きな負担となっている点や、後述するSNSなどのログイン型サービスにおいて、投稿時のIPアドレスが保存されていない場合が増えている点など、権利保護の障害となるような問題が顕著化する

ようになった。

このような状況に対処したのが今回の改正であり、2021年4月28日に改正法が成立し、2022年10月1日に施行された。

ちなみに、今回の改正により、これまで5か条しかなかった同法がいきなり倍以上の18か条となっており、過去最大の改正といえるものである<sup>2</sup>。

なお、本改正にあわせて、最高裁判所規則が2022年3月15日に規定され、総務省令が2022年5月27日に改正されている。

本稿は、この改正法の概説と、残された問題点に言及するものである。

なお、本論稿の執筆が、改正法が施行されて間もない2022年11月であり、改正法の解釈、運用が定まっていない時点のものである点をご容赦いただきたい。

## 2 改正の概要

これまで何度か改正がされてきたが、今回は比較的大きな改正となっている。

改正のポイントは大きくわけて2つある<sup>3</sup>。

- ①新たな裁判手続の創設（非訟手続）
  - ②開示請求を行うことができる範囲の拡大（侵害関連通信）
- 以下、順に述べていく。

### 第2 新たな裁判手続の創設

#### 1 これまでの問題点・背景

本改正前は、発信者を特定するために、まずはコンテンツプロバイダに対して、投稿時のIPアドレスの開示を求め、次にそのIPアドレスから判明したアクセスプロバイダに投稿者の発信者情報の開示を求めるという2度の裁判手続が必要であった。さらに、その後の損害賠償請求訴訟まで含めれば3度の裁判手続が必要であって、これは、権利侵害を受けた者に多くの時間・コストを強いることになり、必ずしも十分な権利保護がされてこなかった。また、手続に時間がかかることにより、プロバイダに保管されているであろう発信者情報にたどり着くためのログ情報（サーバに記録されている通信記録）の喪失の危険があった。

そこで、改正法では、以下のとおり新しい手続を定めて手続の簡素化を図っている。

#### 2 新たな非訟手続の創設

##### （1）手続概要

改正法では、非訟手続により、開示命令（改正法8条）、提供命令（改正法15条）及び消去禁止命令（改正法16条）の申立てを裁判所において一体的な手続として取り扱うことを可能にすることにより、事案の柔軟かつ迅速な解決を図っている。

具体的には、発信者情報の開示命令の申立てをする者は、同手続の中で提供命令と消去禁止命令という2つの付随的処分の発令を申し立てることができるようになった。その手順はおおむね以下のとおりである。

- ①コンテンツプロバイダに対する申し立て（改正法8条。要件、開示範囲に変更なし）
- ②①に併せて提供命令の申し立てを行い（要件は緩い）、コンテンツプロバイダが有するアクセスプロバイダの氏名又は名称及び住所の提供を求める（改正法15条1項）
- ③②でアクセスプロバイダの名称提供があった場合（改正法15条1項1号イ）、アクセスプロバイダに対する開示命令の申し立てを行い（改正法8条）（併せて提供命令を行うことが可能）、申し立てたことをコンテンツプロバイダに通知する
- ④③を受けたコンテンツプロバイダは、アクセスプロバイダに対して自身が有する発信者情報を提供する（改正法15条1項2号）
- ⑤開示命令の申立てが認められると、発信者への意見聴取（改正あり）を経てアクセスプロバイダから情報が開示される

なお、①③の申し立てに合わせて消去禁止命令の申し立てを行い、コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダに対して発信者情報の消去を禁止する命令を出してもらうことも可能である（改正法16条1項）。

##### （2）コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダの対応の変更

上記の新手続においても、アクセスプロバイダの対応は、これまでと大きな変更はない（た

だし、消去禁止命令に対する対応は必要)。

他方、コンテンツプロバイダは、提供命令が発令されることにより、自身が保有する「発信者情報からアクセスプロバイダの名称等」を特定し、申立人に提供する必要が出てくる。

また、申立人が提供された名称等に基づいてアクセスプロバイダに対する開示命令の申立をしたときには、自身が保有する発信者情報をアクセスプロバイダに提供する必要がある。

既存のコンテンツプロバイダに対する発信者情報開示請求仮処分では、コンテンツプロバイダは IP アドレス等の発信者情報を申立人に開示するだけで足りたことと比べると、これら一連の提供命令をめぐる対応には、相応の実務上のコストが発生することが予想される。

### (3) 新手順と旧手順の関係

法改正の議論の中で、既存の方法と併存できるかについて争いがあった。こちらについては、当初、改正前の手順はできない旨の解釈も示されていたが、最終的には旧来の手順も併存することで決着をみている(ダブルトラック)。

なお、その場合、手順の選択の問題が生じるが、明らかな誹謗中傷については新手順、誹謗中傷が争点となり、開示命令に対して異議申立て(改正法 14 条)がなされて訴訟に移行することがあらかじめ予想されるような場合は旧手順という考え方も示されている<sup>4</sup>。

### (4) その他

改正前は、プロバイダに対し、発信者情報の開示請求を受けた場合に、発信者に対して、開示の可否について意見を求める義務を課していた。

改正法では、現行の開示請求手続、あらたな開示命令のどちらにおいても、プロバイダには、引き続き上記の義務を課した上、さらに、発信者が開示に応じない意見を述べる場合にその理由を合わせて確認する義務を課した(改正法 6 条)。

これは、プロバイダに開示を拒む理由の確認を促すことにより、プロバイダによる任意の開示を促す効果を期待したものである。

また、あらたな手続きも、管轄が定まらない

場合の管轄地は東京都千代田区とされた(改正法 10 条 2 項)。

### 3 問題点、懸念点等

(1) 新しい手続では、前記 2 (1) ④において、コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダに対して、自身が有する発信者情報を提供するなど、発信者特定のための情報を交換しながら発信者の調査をすることになる。

従来は、開示請求者が、コンテンツプロバイダから開示された IP アドレス等の発信者情報をもとにアクセスプロバイダに発信者情報の開示を求め、一度発信者情報の該当がないと回答された場合に、他の候補を提示して再調査を依頼するなど、開示に向けた努力をおこなってきており、調査の主体はあくまでも開示請求者であった。

新しい手続では、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダとの間でそのやり取りがなされることになることから、どの程度両プロバイダが発信者情報の調査に真剣に取り組んだかは開示請求者から見えないことになる。

IP アドレスから簡単に発見できるケースであれば問題とはならないであろうが、発信者情報の該当がないと回答されたようなケースについては、開示請求者から積極的に調査内容を検証し、調査が不十分であれば、再調査を促すような運用が必要と思われる。

(2) 新しい手続では書面審理が可能となったが、意見聴取が必要的となったので、民訴条約・送達条約未加盟国を相手とした場合は新制度は使いづらいという問題が残っている。

このあたりについては、今後の運用も見ながら、次回の改正に反映させていくことが期待される。

(3) 提供命令を受けたあとのコンテンツプロバイダに対する発信者情報開示請求の扱いについて、取り下げとなるか、発信者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどを取得できる可能性があれば維持するかについては結論が出ていない。

この点については、開示手続きの目的が、最終的には発信者の氏名、住所等の取得であり、

それらの情報をコンテンツプロバイダが所持している可能性が残っている場合は、発信者情報開示請求の維持を認めてもよいのではないかと考える。

### 第3 開示情報の拡大

#### 1 旧法での課題

立法当時（2001年）、インターネット上での権利侵害は、主として電子掲示板で行われていた（代表的なものとして、「2ちゃんねる」の開示は1999年である）。電子掲示板は、個別の書き込みごとのIPアドレス等がそれぞれ記録されているため、自己の権利を侵害された場合は、個々の権利侵害投稿についてIPアドレス等を開示するよう求め、コンテンツプロバイダ（電子掲示板運営会社等）に対して発信者情報開示請求を行うことが想定されていた。

一方、近年は、Twitter、Instagram、Facebookなどの各種SNS、ブログ、動画・画像共有サービス等を通じた権利侵害投稿が大幅に増加した。

これらのコンテンツプロバイダでは、誰もが即時に投稿をすることができる電子掲示板とは異なり、まずはサービス利用前にアカウントを作成し、サービス利用時にログインを行い、その上で投稿を行う仕組みが一般的である。そして、ログイン型サービスの提供事業者は、サービスログイン時のIPアドレス等（ログイン時情報）は保有している一方で、ログイン後の個別の投稿時のIPアドレス等は保有していないことが多い。

この場合、自己の権利を侵害されたとする者は、ログイン型サービスの提供事業者に対し、ログイン時情報の開示を求めて発信者情報開示請求を行わざるをえなかった。しかし、旧法においては、開示請求の対象について「当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所、その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。）」と規定されており（旧法第4条1項柱書）、文言上、権利侵害を発生させる通信のみを開示対象としており、ログインのための通信は開示対象とは

していなかった。また、ログイン通信を媒介した経由プロバイダが、開示関係役務提供者に該当しないこととされていた。

そこで、実際の裁判においては、「発信者情報」の定義を拡大解釈して、ログイン通信を媒介していれば権利侵害通信も媒介したであろうと事実認定をすること等により、ログインIPの開示を認めるなどの対応がされることもあった。もっとも、権利侵害投稿の事実があるのに、発信者情報の開示が認められないとの判断がされることも多く、旧法下でのログイン時情報の開示の可否は、裁判所の判断が分かれていた。

#### 2 改正法の意義（ログイン型サービスをめぐる問題に対応）

（1）改正法では、こうしたログイン型サービスをめぐる課題を解決するために、権利侵害を発生させる通信そのものではない、ログイン時の通信についても開示対象とできるように、開示請求の範囲の見直しが行われた。

具体的には、ログイン型サービスに対応するために、改正法5条において、「特定発信者情報」、「特定発信者情報以外の発信者情報」、「侵害関連通信」、「関連電気通信役務提供者」の概念を新たに定めることにより、権利侵害を発生させるそのものではない通信についても開示対象とできるように発信者情報を拡大し、権利侵害以外の通信を媒介したプロバイダも発信者情報開示義務を負うようにし、一方で、あくまで権利侵害通信が原則という部分は崩さず、権利侵害以外の通信に関する開示請求について要件を過重した。

（2）改正法においては、「発信者情報」とは、①「特定発信者情報以外の発信者情報」（侵害通信に関する情報。従前の原則的な発信者情報のこと）と、②「特定発信者情報」（改正法により新設。ログイン型関連について）の2つに分別されることとなった。上記②の「特定発信者情報」とは、「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」をいう（改正法5条1項柱書1文。「発信者情報」については新省令2条、「侵害関連通信」については新省令5条、「発信者情報のうち特定発信



者情報になるもの」については新省令3条にて定められることとなる。)

そして、「侵害関連通信」とは、「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」と定義される（改正法5条3項）。

そこで、上記の「当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定める」範囲が問題となる。この範囲については、パブリックコメント（後述）を経て省令案が変更され、最終的には以下のとおり規定されることとなった。

#### 侵害関連通信（新省令5条）

法第五条第三項の総務省令で定める識別符号その他の符号の電気通信による送信は、次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するものとする。

一 侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約（特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る。）を申し込むために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った、又は当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送

信（当該侵害情報の送信より前に行ったものに限る。）

二 侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にするために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った、又は当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受けるために当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信

三 侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信

四 第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させるために当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信（当該侵害情報の送信より後に行ったものに限る。）

上記の新省令5条によると、下記の4つの通信類型について「相当の関連性」を有する通信が侵害関連通信に該当する<sup>5</sup>。

- ①アカウント作成通信
- ②ログイン・SMS 認証通信
- ③ログアウト通信
- ④アカウント削除通信

つまり、1つの投稿について、最大で4通信が侵害関連通信となり4通信分の情報開示が可能になりうる。（もともと、②ログイン通信、③ログアウト通信にかかる発信者情報が取得できるのであれば、敢えて①アカウント作成通信の発信者情報を取得する実益は乏しいのではないかと思われる<sup>6</sup>。）

(3)「相当の関連性」(新省令5条柱書)の範囲

「相当の関連性」(新省令5条柱書)について、省令案の段階では柱書において「直近」、さらに1号において「侵害情報の送信より前」と規定がされており、時間的前後関係の限定が付されていた。この場合、ログイン通信については、侵害情報を送信する直前のログイン通信のみが対象となる。

しかし、旧法下では侵害情報を投稿した後にログインした場合のログイン通信について発信者情報が開示されたケースが相当数あったこと等から、法令の改正によりかえって発信者情報開示制度は使いにくいものになってしまうのではないかと批判がされた。

そこで、総務省のパブリックコメント<sup>7</sup>に対する回答6-2においても、「直近」とは、特定電気通信役務提供者が通信記録を保有している通信のうち、例えば、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信等が該当し、当該通信記録が一定期間より前のものであることだけを以て一律に直近性が否定されるものではありません。こうした点などを明らかにするため、「送信の直近に行われたもの」を「送信と相当の関連性を有するもの」に修正します。」との記載がされ、最終的には新省令5条の規定に落ち着いた。「相当の関連性」の範囲を巡る解釈については、引き続き今後の裁判例や議論の動向を注視していく必要がある。

#### (4) 補充性の要件

上述したとおり、改正法においては、発信者情報の範囲を拡大する一方で、あくまで権利侵害通信が原則という部分は崩さず、権利侵害以外の通信に関する開示請求について要件を過重した。

具体的には、コンテンツプロバイダに対するログイン型発信者情報開示請求をするためには、権利侵害の明白性、正当理由など、旧法でも定められていた原則的な発信者情報開示請求の要件(改正法5条1項1号および2号)に加えて、特別な要件(改正法5条1項3号が定めるイ～ハの3つのいずれか)に該当すること

が必要とされた。

このうち、改正法5条1項3号イ及び同号ハについては適用されるケースが相当限定的なものではないかと指摘がされている<sup>8</sup>。

同号ロについては、省令4条も踏まえると、以下の①乃至⑤の情報しか持っていないコンテンツプロバイダに請求するときは、特定発信者情報の開示請求が可能となる。

- ① 住所と合わさっていない氏名又は名称
- ② 氏名又は名称と合わさっていない住所
- ③ 電話番号
- ④ SMTP 電子メールアドレス
- ⑤ 侵害情報送信のタイムスタンプ

これらの規定により、上述した Twitter、Instagram、Facebook 等のログイン型サイトについても、一定の範囲で発信者情報開示請求が可能となった。

## 第2章 侮辱罪の厳罰化における考察

### 1 はじめに

本章では、2022年に改正された侮辱罪の厳罰化について、改正内容や経緯等を紹介しつつ(後記2)、これまでの適用事例、刑罰内容から改正の是非を検討し(後記3)、厳罰化により懸念される影響(後記4)や今後の問題点等(後記5)について最後に触れることにする。

### 2 改正内容、経緯・理由の紹介

#### (1) 改正内容

改正前の法定刑は「拘留又は科料」とされていたところ、改正により法定刑の引上げがされ、具体的には、「1年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となった(刑法231条)。既に2022年7月7日から施行されている。厳罰化には反対意見もあったことから、施行3年後における施行状況の検証が附則に追加されている。

なお、刑法における刑罰改正により懲役および禁錮を「拘禁刑」とする改正がされている。

#### (2) 経緯・理由

インターネット上の誹謗中傷により自死に至った事件を機に、インターネット上の誹謗中

傷に社会の非難が高まり、名誉毀損罪に比して侮辱罪の法定刑が軽すぎて抑止効果がないとの意識が高まっていった。両罪の違いは事実の摘示の有無によるが、近年における侮辱行為に伴う被害の深刻化に鑑みると、これによって法定刑の差を大きくする必要性や相当性はないことから、侮辱罪の厳罰化に至ったと一般的に説明されている（名誉棄損罪の法定刑は、3年以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金である。刑法230条）。

しかし、やはり事実の摘示の有無により被害の程度が大きく異なるということ自体は否定できず、ここでの問題意識は、むしろインターネットによる情報発信・表現方法が発達したことにより、事実の有無にかかわらずインターネット上の誹謗中傷による被害が深刻化していったということに向けられるべきである。

言うまでもなくインターネットの特性として、①容易・迅速、②秘匿性、③拡散性、④永久性がよく挙げられるが、日進月歩の勢いでIT技術が発展していくほどに、これらの特性が一層強まっており、これまでの街中の言動や雑誌の投稿における誹謗中傷とは比べものにならないほどに被害が起きやすくなり、それが拡散し半永久的に残るといふ深刻化が増すばかりともいえる。誹謗中傷の被害自体だけでなく二次被害、更には第二の被害者などにも繋がるものである。

それゆえ、罰金刑の上限が上がっただけでなく懲役刑まで科すようになったことは当然の帰着とも言えよう。

### 3 これまでの適用事例、刑罰内容

実際に厳罰化される前に侮辱罪が適用されていた事例およびその刑罰内容については、厳罰化における法制審議会の資料として、令和2年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令のあった事例集があり、これが参考となる<sup>9</sup>。

この事例集には、侮辱罪が適用された30件が挙げられているが、そのうちインターネット上の侮辱は21件であり、3分の2以上を占めていることが分かる。また、インターネット上に限らず路上等の侮辱を含めてではあるが、処罰

刑は全て科料9,000円または9,900円であり、科料の法定刑上限である1万円未満とほぼ同等となっている。侵害行為や被害に対する処罰刑として上限にほぼ達しているものばかりであり、現在の侮辱罪の適用事例は既存の法定刑に見合っていなかったことが一目瞭然である。

厳罰化の改正により、今後はこれらと同様の事例について30万円以下の罰金刑や1年以下の懲役刑が科されることになっていくと思われるが、従前の同種事例との刑罰の均衡を考慮すれば、直ちに懲役刑が科されることはなく罰金刑の法定刑30万円以下の中でも低いか中程度が科され、また、誹謗中傷による被害だけでなく大きな二次被害が発生した事案や社会的にも注目されることに至った事案については懲役刑が科され得るような運用になるのではないかと考察している。

### 4 厳罰化による影響

#### (1) 処罰範囲について

今回の厳罰化により処罰範囲が変わるのではないかと、どのような場合に成立するのが曖昧ではないかとの指摘もあるが、今回の厳罰化は法的刑を引き上げるのみであり成立する範囲が変わるわけではないので処罰範囲も変わらず、また、「侮辱」に該当する内容が変わるものではない旨の説明がされている<sup>10</sup>。

もっとも、警察がサイバー犯罪対策に取り組んでいる昨今、今回の厳罰化改正により決して軽微な犯罪とは言いにくなくなったことから、これまで検挙されなかったようなインターネット上の誹謗中傷も捜査対象とされて起訴される件数自体は多くなるのではないかと予想される。その意味では犯罪の抑制効果が期待されるとも言えるだろう。

#### (2) 表現の自由との関係について

また、今回の厳罰化には成立前から表現の自由を脅かすのではないかと指摘がされてきたが、これに対して、政治家への公然批判などは刑法35条の正当行為として処罰されないで改正後も変わらないし、捜査・訴追について表現の自由に配慮しつつ対応してきたことは今後も変わることはないとの説明がされてい



る<sup>11</sup>。

しかし、「侮辱」とは、他人に対する軽蔑の表示であるところ、その方法は言語だけでなく図画や動作等による侮辱もあり得ることから運用次第では国民の表現活動が広く処罰対象となるおそれがあること、また、名誉毀損罪には表現の自由等の調和から公共の利害に関する場合の特例（刑法 230 条の 2）が設けられているが、侮辱罪にはこのような特例がないため、公職者に対する批判であっても容易に処罰対象とされるおそれがあることから、神奈川県弁護士会も慎重な運用を求める会長声明を発している<sup>12</sup>。

（3）法定刑引上げに伴う法律上の取扱いの変更について

さらに、今回の厳罰化による法定刑の引上げに関連して、共犯の処罰範囲や刑事手続の取扱いに変更も生じている。具体的には、①教唆犯・幫助犯の処罰が可能になったこと（刑法 64 条）、②公訴時効が 1 年から 3 年になったこと（刑訴法 250 条 2 項 6 号 7 号）、③軽微な法定刑につき逮捕状による逮捕ができるのは住居不定・不当な出頭拒否の場合に限られていたがこの制限がなくなること（刑訴法 199 条 1 項但書）、④現行犯逮捕ができるのは住居・氏名不明、逃亡のおそれがある場合に限られていたがこの制限がなくなること（刑訴法 217 条）が挙げられる<sup>13</sup>。

（4）侮辱罪による逮捕について

このように侮辱罪は決して軽微な犯罪とは言えないものとなっており、先に言及したとおり、これまで検挙されなかったようなインターネット上の誹謗中傷も捜査されて逮捕・起訴される件数自体は多くなるのではないかと考え、犯罪抑止効果を期待できる一方で、恣意的な運用がされないように注視していくことが必要であろう。この点、施行 3 年後における施行状況を検証するという附則が追加されたことは評価しうる点である。

## 5 今後の問題点・展望

（1）今回の厳罰化により、インターネット上の侮辱罪が適用される場面が増え、ひいては恣

意的に運用されないかとの懸念もある。

確かに、今回の厳罰化の背景には、インターネット上の誹謗中傷、とくに侮辱罪の法定刑が軽すぎるとの問題提起があったのであるから、これまで適用されなかったものが改めて適用される事例も増えていくとも思われる。しかし、前述したとおり、今回の厳罰化は処罰範囲自体は何ら変わるものではないので、直ちに適用事例が増えるものではないはずである。一方で、警察もインターネットの普及に伴いサイバー犯罪の監視体制を強めており、その一環として今回の厳罰化の流れと相まって適用事例が増えていくことは容易に想像がつくところであり、先に見たとおり、昨今処罰対象とされてきた侮辱罪の事例の多数はネット上の誹謗中傷であるから、むしろ犯罪抑止の観点から言えば適用される事例が増えることは望ましいともいえる。

もともと、侮辱罪は具体的な事実が無くても成立するものであるから、今回の改正を機として捜査強化がされる中で、恣意的な判断もされ得るとの懸念はやはり残るのであって、捜査の動向や適用事例について注視していく必要があるだろう。

（2）今回の厳罰化は、インターネット上の誹謗中傷について捜査・起訴・処罰されるべきものが取りこぼしなく運用されていくことが大いに期待できると言える。もともと、個人的には、インターネット上の誹謗中傷による被害は、インターネット以外の誹謗中傷に比して甚大な被害が発生し、かつ二次被害へと深刻化する危険性は増す一方であり、今後も拡大するものと大変危惧している。そのため、インターネット上の誹謗中傷については、ネット以外の場合に比べて、民事の損害賠償責任にせよ刑事の責任にせよ重くするような特例を設ける必要性があると考えられる。例えば、インターネット上の誹謗中傷において、民事上では、誹謗中傷それ自体の精神的損害だけでなく、従前は因果関係や間接損害の点から認められにくかった休業損害や通院費用などの損害も広く認められやすくなり、懲罰的慰謝料も認めたり、また、



刑事上では、法定刑を加重したりすることもあり得るだろう。それだけ、インターネット化が社会に浸透し影響力が増しているのであるから、近い将来、インターネット上の誹謗中傷の問題に特化した規制法が議論されることになると思われる。

以上

---

<sup>1</sup> ICT 総研「2022 年度 SNS 利用動向に関する調査」(<https://ictr.co.jp/report/20220517-2.html/>)

<sup>2</sup> 総務省 HP「新旧対応表」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000756011.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000756011.pdf))

<sup>3</sup> 同上「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777232.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf))  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777232.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf))

<sup>4</sup> 同上「プロバイダ責任制限法 Q&A 問 2 3」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai\\_04.html#qa23](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_04.html#qa23))

<sup>5</sup> 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課「第3版 プロバイダ責任制限法」

<sup>6</sup> <https://todasogo.jp/puroseki20221001/>  
改正プロバイダ責任制限法条文解説 2022.5.27  
総務省令交付を踏まえて  
弁護士法人戸田総合法律事務所弁護士中澤祐一

<sup>7</sup> 総務省 HP「『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 及び発信者情報の開示に関する法律施行規則案』に対する意見募集結果」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000815551.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000815551.pdf))

<sup>8</sup> <https://todasogo.jp/puroseki20221001/>  
改正プロバイダ責任制限法条文解説 2022.5.27  
総務省令交付を踏まえて  
弁護士法人戸田総合法律事務所弁護士中澤祐一

<sup>9</sup> 法務省 HP「侮辱罪の法定刑の引上げ Q & A」Q 8  
([https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html))

<sup>10</sup> 同上 Q 7、Q 8

<sup>11</sup> 同上 Q 9、Q 10

<sup>12</sup> 神奈川県弁護士会 HP「侮辱罪に関する改正刑法について慎重な運用を求める会長声明」

(<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2022/post-403.html>)

<sup>13</sup> 同上 Q11